

答 申 第 1 5 9 号

令和5年11月13日

兵庫県公安委員会

委員長 澤 田 隆 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に対する
決定について（答申）

令和5年6月29日付け兵公委発第616号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県灘警察署保有のドライブレコーダーに記録された情報

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和 5 年 2 月 20 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和 5 年 3 月 6 日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報の不存在を理由として不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 5 年 3 月 14 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象保有個人情報

本件審査請求の対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、次に掲げる保有個人情報である。

兵庫県灘警察署保有のドライブレコーダー映像に記録された、請求人が特定年月日、特定場所において乗車用ヘルメット着用義務違反（普通自動二輪車）で告知等された際の状況が記録された情報

5 諮問

令和5年6月29日、兵庫県公安委員会は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の趣旨及び理由は、次のとおり要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人は、特定年月日、パトカーの前をヘルメット不着用でバイク走行した。パトカーに乗車していた灘警察署員は審査請求人を止めなかった。別の警察官から停止を求められ、反則切符の処理を受けた。

審査請求人を発見したパトカーに乗る2人については、審査請求人を見逃したが、ここにはドライブレコーダーがついていたから、審査請求人の犯罪の記録があったものであり、削除することは考えがたい。

ドライブレコーダーの記録を故意に消しており、証拠隠滅である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象保有個人情報について

上記第2の4のとおり。

2 不存在により不開示とした理由について

(1) 保有個人情報が記録された公文書の性質

対象保有個人情報が記録された公文書は、捜査目的や交通取締のために搭載しているものではなく、パトカー等の安全な走行や交通事故の原因究明、分析、運行管理及び乗務員の業務管理に資するために作成された公文書となる。

(2) 撮影基準等

パトカー等に搭載したドライブレコーダーについては、当該パトカー等の運行中は、常時撮影しており、古い映像情報から上書きされていく仕様となる。

(3) 対象公文書の存在の有無について

本件開示請求後、直ちに本件開示請求に係る対象のパトカーに設置されたドライブレコーダーの映像の存否を確認したところ、既に時間経過のため上書きされており、請求対象の映像は存在していないことが判明した。

このことから、本件開示請求に係る個人情報とは、請求時において保有していないとする決定に至ったものである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無について、実施機関は、第4の1及び2のとおり、捜査目的や交通取締のためでなく、パトカー等の運行管理等に資するために作成される公文書であり、パトカー等に搭載したドライブレコーダーについては、運行中常時撮影し、古い映像情報から上書きされ、本件開示請求後、直ちに本件開示請求に係る対象のパトカーに設置されたドライブレコーダーの映像の存否を確認したところ、既に時間経過のため上書きされており、請求対象の映像は存在していないことから、実施機関はこれを保有していないと

説明している。

これに関して実施機関に、ドライブレコーダーの映像を特に保存することがあるか質したところ、上記運行管理等に用いる場合以外に、特段の事情があれば、刑事訴訟法に基づく任意提出により犯罪捜査に用いる場合もあるとのことであった。

審査請求人によれば、特定年月日、特定場所における交通違反につき、審査請求人は、当該違反を現認した警察官の停止要請に応じ、反則切符（交通反則告知書）を受領したとのことであり、犯罪捜査等のために別途ドライブレコーダーの映像を保存する必要はないと推察される場所であり、上記実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、実施機関において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和5年6月29日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年7月14日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和5年10月3日 第1部会（第96回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年11月7日 第1部会（第97回）	・ 審議
令和5年11月13日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代